

はじめに

本報告書は、中央新幹線（品川・名古屋間）（以下、「対象事業」という。）のうち山梨県内の区間について、山梨県環境影響評価条例（平成10年3月27日山梨県条例第1号。以下、「条例」という。）第38条第1項（条例第46条の定めにより準用。以下同じ。）に基づき作成した、対象事業実施中間報告書（以下、「中間報告書」という。）である。

中間報告書は、条例第38条第2項に基づき山梨県知事と協議を行い、事業完了（平成39年度予定）まで3年に1回の頻度で取りまとめることとなった。なお、中間報告書を作成しない年度は、当該年度に実施した調査の結果を事業者の取り組みとして年次報告に取りまとめ、山梨県及び関係市町に送付する。

本報告書では、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【山梨県】（平成26年8月）」（以下、「評価書」という。）から平成29年度までに実施した事後調査の結果、環境保全措置の実施状況を述べる。

なお、対象事業のうち山梨県内の区間に係る環境影響評価手続きの経緯は、下表のとおりである。

表 環境影響評価手続きの経緯

項目	手続き
配慮書	公表：平成23年6月7日
方法書	公告：平成23年9月27日 縦覧：平成23年9月27日～平成23年10月27日 住民説明会開催：平成23年10月7日～平成23年10月25日（11回） 意見書提出期限：平成23年11月10日 意見概要書送付：平成23年11月30日 公聴会開催（山梨県主催）：平成24年1月24日 山梨県知事意見受領：平成24年2月23日
準備書	公告：平成25年9月20日 縦覧：平成25年9月20日～平成25年10月21日 住民説明会開催：平成25年9月28日～平成25年10月17日（18回） 意見書提出期限：平成25年11月5日 意見概要書送付：平成25年11月25日 公聴会開催（山梨県主催）：平成26年1月26日 山梨県知事意見受領：平成26年3月20日
評価書	国土交通大臣に送付：平成26年4月23日 国土交通大臣意見受領：平成26年7月18日
評価書（補正後）	公告：平成26年8月29日 縦覧：平成26年8月29日～平成26年9月29日
着手届	山梨県知事に届出：平成26年11月4日